

株式会社トライエンス 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日より令和8年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和8年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年6月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年6月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び
社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2：令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和4年6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和7年6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる
取得促進のための取組の開始